

総行選第 57 号  
総行管第 231 号  
総行資第 170 号  
令和 2 年 9 月 15 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

総務省自治行政局選挙部管理課長

総務省自治行政局選挙部政治資金課長

公職選挙法等に規定する申請等における旧姓の取扱いについて（通知）

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年法律第 51 号）並びにこれらの法律に基づく政省令に規定する申請、届出、署名等における「氏名」の記載に関し、申請者等が旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載を希望する場合の取扱いについて、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、下記内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

第 1 申請、届出、署名等における氏名の記載に当たっては、原則として本名（戸籍簿に記載又は記録がされている氏名をいう。以下同じ。）を記載すべきものであるが、本名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えないものであり、その例を示せば次のとおりである。

## 1 当選人の告示及び当選証書の付与

公職選挙法第 101 条第 2 項、第 101 条の 2 第 2 項、第 101 条の 2 の 2 第 2 項及び第 101 条の 3 の規定による当選人の告示並びに同法第 105 条の規定による当選証書に記載する氏名については、当選人の告示が当選人の身分を付与するものであること、当選証書が当選人としての身分を公証するものであることから、立候補の届出書の場合と同様、本名を記載することとしているところであるが、当選人から申出があった場合には、本名を記載した上であれば、追加情報として通称又は旧姓を付記することもできるものであること。

## 2 選挙運動費用収支報告書の提出及び要旨の公表

公職選挙法第 189 条第 1 項の規定により提出しなければならない選挙運動費用収支報告書に記載する公職の候補者の氏名については、本名を記載した上であれば、追加情報として通称又は旧姓を付記することも認めて差し支えないものであり、この場合において、同法第 192 条第 1 項の規定により公表する選挙運動費用収支報告書の要旨に記載する氏名については、本名を記載した上で、追加情報として当該選挙運動費用収支報告書に記載された通称又は旧姓を付記すること。

なお、当該公表する要旨に記載する氏名は、氏名を公にするという性質上、本名に代えて通称又は旧姓のみによることはできないものと解される場所であり、公職の候補者から提出される選挙運動費用収支報告書の氏名の記載についても、同様に取り扱うべきものであること。

第 2 別紙に掲げる申請等については、別途行われる届出により本名と旧姓の関係が明らかであることや、何人も請求等を行うことができることとされていることから、本名に代えて旧姓のみによることも差し支えないものである。

第 3 なお、立候補の届出については、法令上本名によることが求められており、旧姓を付記することはできないものと解されるので、その旨留意されたい。

公職選挙法等に規定する申請等において本名に代えて旧姓を記載することができるもの

1. 別途届出のあった氏名（※）を記載する場合

（※）通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称、又は業務上の呼称の使用届出書において届出のあった呼称を記載する場合に限る。

- ・選挙公営に係る契約届出書【公選則別記第 28 号様式の 3】
- ・選挙公営に係る確認申請書【公選則別記第 28 号様式の 4】
- ・選挙公営に係る確認書【公選則別記第 28 号様式の 5】
- ・選挙公営に係る使用（作成）証明書【公選則別記第 28 号様式の 6 から別記第 28 号様式の 11 まで】
- ・選挙公営に係る請求書【公選則別記第 28 号様式の 12】
- ・五人要件文書【公選則別記第 28 号様式の 14】
- ・参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る要件該当確認書【公選則別記第 28 号様式の 15】
- ・新聞広告掲載証明書及び新聞広告掲載承諾通知書【公選則別記第 29 号様式及び別記第 29 号様式の 2】
- ・報酬支給対象者の届出書【公選則別記第 32 号様式の 2】
- ・登録政治資金監査人登録抹消申請書【規正法第 19 条の 23 第 1 項、政治資金適正化委員会が定める様式】
- ・登録政治資金監査人登録抹消届出書【規正法第 19 条の 23 第 2 項、政治資金適正化委員会が定める様式】
- ・登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書【規正則第 29 条第 1 項、政治資金適正化委員会が定める様式】
- ・登録政治資金監査人証票再交付申請書【規正則第 29 条第 2 項及び第 3 項、政治資金適正化委員会が定める様式】

## 2. 何人も請求等を行うことができる場合

- ・国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求【規正法第 19 条の 16 第 3 項】
- ・収支報告書の写しの交付の請求【規正則第 36 条第 1 項】

注) 法令等の略称は以下のとおり。

公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）	.....	公選則
政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）	.....	規正法
政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）	.....	規正則